

年金に関しては、①日本における滞在年数は1年延びることによって、加入確率が約1.1倍高くなる傾向にあり、滞在年数が10年以上である場合に限れば、そうでない場合と比べ、加入確率は3倍を超えている、②正社員である場合、そうでない場合と比べ、約10倍の確率で加入する傾向にある、③一週間の所定労働時間、総労働時間ともに、これらが1時間延びることによって、加入確率は約3%小さくなる傾向に、週に30時間以上働く場合に限定すれば、そうでない場合と比べ、加入確率は19~27%にまで下がる傾向にあり、④現在の職場における勤続年数は、これが1年延びることによって、加入率が約0.87倍へと低くなる傾向に、勤続年数が1年以上である場合に限れば、そうでない場合と比べ、加入確率は22%にまで下がる傾向にあり、⑤同居する子供の存在や永住権の有無、そして時給水準や雇用契約の空き期間の存在は、統計学的に有意な影響を持つものではない、ことが明らかとなった。

そこで本稿では、健康保険と年金のそれぞれについて、特に我が国の公的保険への加入状況に関心を払いながら、統計学的に有意な要因を明らかにすることを試みていきたい。

2. 社会保険加入の規定要因

2.1. 使用するデータと仮説

本節における分析で用いるのは、先述の通り、『磐田調査（2005年度）』の最終集計の個票データである。一次集計データと異なるのは、請負事業所を經由して回収された調査票を含む点、データクリーニングを再度加えられている点であり、全サンプル数は595件となっている。『磐田調査（2005年度）』は世帯レベルの調査であるが、社会保険に関する設問は世帯主のみを対象としている。そのため、本分析においても、説明変数としては主に世帯主の属性を用いる。分析に用いたサンプルの数は、欠損値等があるものを除く176件である⁴。

⁴ 調査票の設問2は、家族構成員の各属性を尋ねるものとなっており、1人目から5人目まで記すことが可能となっている。本分析では、1人目の記入欄に記された人物が世帯主であるデータのみを用いている。サンプル数が小さくなってしまうというデメリットはあるが、1人目のデータに限定することで、信

社会保険への加入を規定する要因としては、多重共線性の問題を考慮しつつ、以下の項目を採り上げた。記述統計量は表 1 に示される。

- ① 単身世帯であるか否か
- ② 同居する子供が存在するか否か
- ③ 永住権を有するか否か
- ④ 永住権の取得を検討しているか否か
- ⑤ 日本における滞在期間
- ⑥ 正社員であるか否か
- ⑦ 時給水準
- ⑧ 続けて次の雇用契約に入る際に待機期間があるか否か
- ⑨ 現在の職場における勤続期間

基本的には、志甫(2006)のクロス集計分析と同様の問題意識に則っている。異なるのはクロス集計の際に考慮した週当たりの労働日数、所定労働時間、実労働時間を今回は省いている点であるが、これは分析対象の日系人のほとんどが労働日数・時間ともに、たとえパートタイム就労であったとしても、会社の健康保険及び厚生年金への加入要件を満たしていることが理由である。

検証すべき仮説は次のように設定できるであろう。

- ① 「移民連鎖 (migration chain)」⁵モデルの第一段階 (出稼ぎ期) として位置付けられる、単身世帯であることは、社会保険への加入確率を低めるか。
- ② 「移民連鎖」モデルの第 3 段階 (定住期) あるいは第 4 段階 (統合期) として位置付けられる、同居する子供が存在することは、社会保険への加入確率を高めるか。

頼性の高い回答結果のみを利用できるメリットが存在すると思われる。

⁵ 移民連鎖とは、移民の出稼ぎから定着までの諸段階を説明するモデルで、早期帰国を前提とし、単身で出稼ぎを目的に国外に出る第一段階、送金額または貯蓄額の目標到達に遅れが生じ、滞在と就労を次第に延長する第二段階、受入れ国に長く滞在したいとの希望を持ち、家族を母国から呼び寄せる第三段階、受入れ国で二世を出産し養育する第四段階に区分される。段階が進むほど、社会的統合のニーズは高まっていく。詳しくは井口(2001)第 4 章を参照のこと。

③外国人労働者及び家族の社会的統合の最終目標とも考えられる、永住権を有することは、社会保険への加入確率を高めるか。ただし、永住権の取得が日本における永住を目的としたものであるとは限らず、査証更新等の手間を省くことが主たる目的となっている場合があることに留意する必要がある。

④上と同様であるが、永住権の取得を検討していることは、社会保険への加入確率を高めるか。永住権を取得済みの者と、これからの取得を検討している者の間で、日本での永住を真剣に考える傾向に差があるのかを検証する。

⑤日本における滞在期間が長いほど社会保険への加入確率は高まるか。滞在期間が長いほど、社会的統合のニーズは高いはずであり、それに対応して社会保険への加入が進んでいるかを検証する。

⑥正社員であることは社会保険への加入確率を高めるか。事業所が労働者を正社員として雇用する場合には、ある程度の長期雇用を想定している可能性があり、そのような雇用形態で働く外国人の社会的統合のニーズは高いと考えられる。いうまでもなく、正社員は会社の健康保険及び厚生年金への加入が図られているべきであり、その点を検証する必要がある。

⑦時給水準の高さは社会保険への加入確率にどのような影響を及ぼすか。労働時間を無視して検討するのは適切でないかもしれないが、時給水準が低い場合には社会保険料を負担するのが困難となることが考えられる。また、時給水準が高い場合には保険料を負担することが容易となる可能性と、保険料が上昇することから国民健康保険への加入を抑制することに繋がる可能性があり得る。もちろん、Hagan et al. (2003) が指摘したように、健康保険への未加入に起因する医療費負担の大きさが、労働者をより賃金水準の高い仕事へと導く効果を有している可能性もある⁶。

⑧続けて次の雇用契約に入る際に待機期間があることは、社会保険への加入確率を低めるか。事業所が雇用者を会社の健康保険及び厚生年金に加入させる義務から逃れるため、もしくは雇用者自身がそれらの公的な社会保険への加入を

⁶ これはあくまでアメリカの健康保険事情に即したものであり、日本の場合は傾向が異なるかもしれない。

望まないことから、雇用契約の期間を短く設定し、その更新にあたっては契約が連続的とならないよう、続けて次の雇用契約に入る際に待機期間を設ける事例が頻繁に見受けられる。このことの影響を検証する。

⑨現在の職場における勤続期間が長いほど、社会保険への加入確率は高まるか。長期勤続している者に対し、企業が十分な配慮をしているかという点を検証する。

分析の手法は二項ロジスティック回帰分析を用い、各種保険への加入の有無を被説明変数とした。志甫(2007)は健康保険と年金保険のそれぞれについて、何らかの健康保険または年金保険に加入しているか否かを被説明変数としているが、本分析では我が国の公的な社会保険への加入の有無についても、併せて分析する。

2.2. 健康保険に係る分析結果（表2）

公的な健康保険に限らず、何らかの健康保険に加入しているか否かを被説明変数とした分析結果から明らかとなったのは、以下の点である。

- 1) 永住権を有している者はそうでない者と比べ、約3.7倍の確率で加入する傾向にある。
- 2) 永住権の取得を検討している者はそうでない者と比べ、約2.7倍の確率で加入する傾向にある。
- 3) 正社員である者はそうでない者と比べ、約2.8倍の確率で加入する傾向にある。
- 4) 時給が1000円以下または1300円以上の者は1001～1299円の者と比べ、それぞれ約3.3倍、約2.2倍の確率で加入する傾向にある。

次に、公的な健康保険に限定し、国民健康保険への加入または会社の健康保険への加入を被説明変数とした分析からは、以下の点が明らかとなった。

- 5) 同居する子供が存在することは、存在しない場合と比べ、会社の健康保

険への加入確率を約 7 倍に高める。

- 6) 日本における滞在年数が 10 年を超えることは、滞在年数が 4～9 年の場合と比べ、国民健康保険への加入確率を約 2.3 倍に、会社の健康保険への加入確率を約 3.7 倍に高める。
- 7) 時給が 1000 円以下または 1300 円以上の者は 1001～1299 円の者と比べ、それぞれ約 5.6 倍、約 3.6 倍の確率で加入する傾向にある。
- 8) 勤続 1 年未満の者の会社の健康保険への加入確率は、そうでない者と比べ、約 9.7 倍と高い。
- 9) 次の雇用契約までの間に待機期間があることは、国民健康保険に加入する確率を高め（約 2.2 倍）、会社の健康保険に加入する確率を低める（約 23% の水準）傾向にある。

なお、単身世帯であることは、健康保険の加入に対し、いずれの保険の場合も有意な影響を示さなかった。

特に検討を有する点は、時給水準と勤続年数の短さの影響についてであろう。

まず、時給が 1001～1299 円である者より、1000 円以下及び 1300 円以上の双方で何らかの健康保険に加入、もしくは国民健康保険に加入する確率が高い点であるが、1000 円以下の者は無保険状態での医療費負担の重さをよく認識している可能性がある。その意味では、セーフティ・ネットとしての国民健康保険の重要性がよく理解されているといえることができるかもしれない。1300 円以上の者については、保険料の負担が比較的容易であることが示唆されている。

次に、勤続年数が 1 年未満の者の会社の健康保険への加入確率が高い傾向であるが、これは長期勤続している者に対し、企業が十分な対応をしていないことの裏返しとして捉えられよう。また、長く勤続する者は現状を受容する傾向が強く、その一方で新たに転職してきた者は、権利を訴えることに長けている可能性もある。

2.3. 年金保険に係る分析結果（表3）

年金保険については、多くの調査対象者が「何らかの年金に加入している」と回答する一方、具体的な年金の種類までは回答していないケースが非常に多い。この点には留意が必要であり、当然のことながら、分析結果の解釈にも慎重さが求められる。

公的な年金保険に限らず、何らかの年金保険に加入しているか否かを被説明変数とした分析結果から明らかとなったのは、以下の点である。

- 1) 日本滞在が1～3年の者の加入確率は、4～9年の者と比べ約19%の水準に留まる。
- 2) 時給が1000円以下または1300円以上の者は、1001～1299円の者と比べ、それぞれ加入確率が約24%、約31%の水準に留まる。

公的な年金保険に限定し、国民年金への加入または厚生年金への加入を被説明変数とした分析からは、以下の点が明らかとなった。

- 3) 国民年金と厚生年金の双方で、正社員の者の加入確率はそうでない者と比べ、約51倍、約17倍と高い。
- 4) 次の雇用契約までの間に待機期間があることは、国民年金への加入確率を高め（約6.3倍）、厚生年金への加入確率を低める（約14%の水準）。これは健康保険の場合と同様の傾向である。

特に検討を有する点は、時給水準と正社員であることの影響についてであろう。

まず、時給水準に関しては、健康保険の場合とは正反対の傾向が示されている。ただし、これは我が国の公的な年金保険に限定しない場合の結果であるため、あえて困難な解釈には立ち入らないこととする。

次に正社員であることだが、厚生年金への加入確率を高めるのは当然としても、国民年金への加入確率も大きくなっている。これは、雇用主が義務を果たしていない実態を表出させるものであり、由々しき問題といえる。

3. 政策的含意と今後の課題

本稿の分析結果で特に興味深い点は、「次の雇用契約までの間に待機期間があること」が、国民健康保険及び国民年金への加入を促進し、会社の健康保険及び厚生年金への加入を抑制する傾向を有意に示したことである。仮に国民健康保険及び国民年金への加入の促進が認められていなければ、この待機期間の存在は外国人労働者と雇用主の双方にとって金銭的なメリットを生み出す手段となっていると結論付けられたであろう。しかし、分析結果が示唆するのは、雇用主が保険料を折半する必要がある社会保険に労働者を加入させない結果、労働者が国民健康保険と国民年金に頼らざるを得ない状況に追い込まれているのではないかと、ということである。志甫（2006）でも提言したように、労働日数と労働時間が正規雇用される労働者の4分の3以上となる者については全て、事業所が社会保険に加入させる必要があるように制度を整えることが、外国人労働者の社会保険加入率を引き上げる最も効果的な方策となるだろう。そう考えるならば、昨今盛んな議論が行われているパートタイム労働者の厚生年金への加入拡大に関して政府が提案する「労働日数と労働時間が正規雇用される労働者の2分の1以上で、勤続年数が1年以上」という加入要件は、勤続年数の面で外国人労働者の会社の健康保険及び厚生年金への加入促進を阻む恐れがあり、注意が必要となる。

この他には、同居する子供がいる世帯主は会社の健康保険に加入する傾向が強いことや、滞在年数が長い者の公的健康保険への加入傾向が強いこと等、加入率の絶対水準の低さから目を逸らすわけにはいかないものの、移民連鎖モデルの段階の進展と社会的統合のニーズの高まりという関係においては、統合的な望ましい結果も確認されている。

本稿の分析で用いた『磐田調査（2005年度）』は極めて貴重なデータであり、外国人が集住する地域において生じる諸問題を論じる上で、多くの示唆を授けてくれる。しかし、調査票への回答（記入）負担が大きかったこともあり、無回答欄が多く存在するケースや回答の信憑性が疑われるケースも少なくない。

今後、貴重なデータを有効に活用していくためにも、さらなるデータのクリーニングを進め、分析の際に利用可能なサンプル数を増やしていく必要があると考える。今回の分析結果でも、特に年金に関するものは精度が低かった。これを如何にして修正していくかは、筆者の今後の検討課題である。

主要参考文献

- ・ 井口泰（2001）『外国人労働者新時代』ちくま新書
- ・ 志甫啓（2006）「日系ブラジル人と社会保険の適用－2005年度磐田市外国人市民実態調査を用いた予備的考察－」『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究（平成17年度総括研究報告書：主任研究者 千年よしみ）』厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業（H16-政策-022）、第4部第1章、pp.201-226.
- ・ 一一一（2007）「若年層の急激な減少と外国人労働に関する経済学的研究」博士学位申請論文、関西学院大学（大学院経済学研究科）
- ・ 千年よしみ・小島宏（2006）「磐田市外国人市民実態調査（2005年）報告書」『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究（平成17年度総括研究報告書：主任研究者 千年よしみ）』厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業（H16-政策-022）、第3部、pp.37-172.
- ・ Hagan, Jacqueline, Nestor Rodriguez, Randy Capps and Nika Kabiri (2003) "The Effects of Recent Welfare and Immigration Reforms on Immigrants' Access to Health Care" *International Migration Review*, Vol.37, No.2, (Summer 2003), pp.444-463.

表 1. 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値
単身世帯d	176	0	1	0.125
同居子有d	176	0	1	0.688
永住権有d	176	0	1	0.290
永住権検討d	176	0	1	0.449
滞在1年未満d	176	0	1	0.023
滞在1～3年d	176	0	1	0.182
滞在10年以上d	176	0	1	0.403
正社員d	176	0	1	0.142
時給1000以下d	176	0	1	0.097
時給1300以上d	176	0	1	0.500
勤続1年未満d	176	0	1	0.074
勤続5年以上d	176	0	1	0.278
契約待機d	176	0	1	0.216

表 2. 健康保険加入の規定要因

	何らかの健康保険			国民健康保険			会社の健康保険		
	係数	漸近的t値	オッズ比	係数	漸近的t値	オッズ比	係数	漸近的t値	オッズ比
単身世帯D	-0.331	-0.488	0.719	-0.752	-0.590	0.472	-16.526	-0.002	0.000
同居子供有D	0.109	0.238	1.115	0.381	0.540	1.464	1.947 *	1.650	7.006
永住権有D	1.296 **	2.464	3.655	0.873	1.003	2.394	19.124	0.004	2.0E+08
永住権検討中D	0.994 **	2.101	2.702	0.716	0.849	2.047	18.426	0.004	1.0E+08
滞在期間 (レファレンス:滞在4-9年)									
滞在1年未満D	-19.814	-0.001	0.000	-17.834	-0.001	0.000	-16.262	-0.001	0.000
滞在1-3年D	0.638	1.205	1.892	-0.347	-0.367	0.707	1.261	1.045	3.529
滞在10年以上D	0.209	0.527	1.233	0.837 +	1.458	2.310	1.314 *	1.667	3.719
正社員D	1.043 **	2.039	2.836	0.358	0.587	1.430	2.157 ***	3.221	8.649
時給 (レファレンス:時給1001-1299円)									
時給1000以下D	1.194 *	1.927	3.299	1.724 *	1.958	5.610	-0.132	-0.117	0.876
時給1300以上D	0.785 **	2.069	2.193	1.282 *	1.896	3.604	0.139	0.193	1.150
勤続期間 (レファレンス:1年以上5年未満)									
勤続1年未満D	0.227	0.287	1.255	0.444	0.363	1.560	2.274 +	1.631	9.720
勤続5年以上D	-0.117	-0.292	0.889	-0.442	-0.788	0.642	0.345	0.513	1.411
契約間待機期間D	0.580	1.366	1.786	0.802 +	1.443	2.231	-1.456 +	-1.627	0.233
定数	-2.234 ***	-3.488	0.107	-4.315 ***	-3.760	0.013	-23.857	-0.005	0.000

-2Log Likelihood	204.892	114.615	72.544
Chi-square	33.245 ***	21.849 *	39.226 ***
サンプル数	176 (加入:72)	176 (加入:23)	176 (加入:17)

Hosmer & Lemeshow 検定			Hosmer & Lemeshow 検定			Hosmer & Lemeshow 検定		
カイ二乗	自由度	有意確率	カイ二乗	自由度	有意確率	カイ二乗	自由度	有意確率
4.343	8	0.825	6.331	8	0.610	4.684	8	0.791

注) ***は 1% 水準、**は 5% 水準、*は 10% 水準、+は 15% 水準で有意であることを示す。

表 3. 年金保険加入の規定要因

	何らかの年金			国民年金			厚生年金		
	係数	漸近的t値	オッズ比	係数	漸近的t値	オッズ比	係数	漸近的t値	オッズ比
単身世帯D	1.015	1.054	2.760	-13.806	-0.002	0.000	2.676	0.000	14.529
同居子供有D	0.398	0.699	1.488	1.275	0.869	3.577	18.584	0.003	1.2E+08
永住権有D	-0.088	-0.141	0.916	14.574	0.003	2.1E+06	17.559	0.004	4.2E+07
永住権検討中D	0.750	1.270	2.117	15.272	0.003	4.3E+06	15.885	0.003	7.9E+06
滞在期間 (レファレンス:滞在4-9年)									
滞在1年未満D	-1.367	0.000	0.255	3.078	0.000	21.719	14.438	0.001	1.9E+06
滞在1-3年D	-1.667 **	-2.395	0.189	-16.119	-0.003	0.000	-16.271	-0.003	0.000
滞在10年以上D	-0.479	-0.878	0.619	1.285	0.955	3.615	1.301	1.309	3.671
正社員D	0.834	1.190	2.303	3.923 ***	2.798	50.567	2.822 ***	2.966	16.812
時給 (レファレンス:時給1001-1299円)									
時給1000以下D	-1.445 *	-1.706	0.236	2.521	1.171	12.442	-1.024	-0.594	0.359
時給1300以上D	-1.173 **	-2.121	0.309	0.360	0.217	1.434	0.068	0.069	1.071
勤続期間 (レファレンス:1年以上5年未満)									
勤続1年未満D	19.583	0.002	3.2E+08	-14.980	-0.001	0.000	-14.209	-0.001	0.000
勤続5年以上D	-0.698	-1.348	0.498	-0.276	-0.232	0.759	0.613	0.749	1.847
契約間待機期間D	-0.417	-0.761	0.659	1.836 +	1.495	6.271	-1.967 +	-1.473	0.140
定数	2.572 ***	3.167	13.086	-22.868	-0.005	0.000	-39.161	-0.005	0.000

-2Log Likelihood	131.124	29.304	42.428
Chi-square	19.736 +	29.558 ***	39.866 ***
サンプル数	176 (加入:149)	176 (加入:7)	176 (加入:11)

Hosmer & Lemeshow 検定			Hosmer & Lemeshow 検定			Hosmer & Lemeshow 検定		
カイ二乗	自由度	有意確率	カイ二乗	自由度	有意確率	カイ二乗	自由度	有意確率
8.387	7	0.300	0.217	8	1.000	3.182	8	0.922

注) ***は 1% 水準、**は 5% 水準、*は 10% 水準、+は 15% 水準で有意であることを示す。

ブラジル人児童が育つ環境
—2004年磐田市外国人実態調査から¹—

千年よしみ

はじめに

1990年を境に新来外国人の定住化が進んでいる。それと共に外国人の集住や日本人住民との軋轢、社会保険未加入に伴う問題など、生活を営む上での問題が噴出している。中でも、ブラジル人児童の不就学は新来外国人が集住する地域で大きな課題となっている。日本経団連や外国人集住都市会議でも日系人児童の不就学が取り上げられ、それに関する政府への提言がまとめられている（経団連 2004；外国人集住都市会議 2004）。本報告書のマクロデータ分析（千年）で見たように、ブラジル人は日本人や他の外国人と比べて年少人口の割合が高い。子どもがどのような生活を営み、どのような環境で育っているかは子ども自身、ひいては定住化が進む地域及び今後の日本にとって重要な問題である。本章では、2004年に実施された磐田市外国人実態調査のデータを用い、ブラジル人の子どもがどのような家庭で育っているのか、親はどのような状況下で働いているのか、子どもはどこに通園・通学しているのか、といった子どもが育つ環境について全般的な状況を把握することを目的とする。

1. 外国人児童が育つ環境に関する研究

日本における外国人の子どもに関する研究は、社会学・心理学で多くの蓄積がある。これらの研究は外国人の子どものアイデンティティや適応問題（関口 1997；コバヤシ 1995）、不就学に代表されるブラジル人の子どもの教育問題（小内 2003）に集中している。子どもの不就学の実態については多くのブラジル人集住地域で指摘されてはいるものの、不透明な部分が多い。不就学率は大泉町の 4.2%（小・中相当年齢）（小島 2003）から太田市の 27.8%（小学校相当年齢）37.8%（中学校相当年齢）（小内 2003）まで調査・地域によって大きな差が見られる²。また、教育問題に対する行政側の対応状況についても、実態の把握は概ねなされている（池上 2001a, 2001b）。

これまでの研究から子どもが不就学に至る背景として、経済的な理由、言葉の問題や学校生活に適應できないこと、親の将来展望の不安定さが要因として指摘されている（寺島・

¹ 2004年磐田市外国人実態調査の個票データの使用を快く許可して下さった磐田市役所共生社会推進課の内山課長と課の方々へ感謝致します。

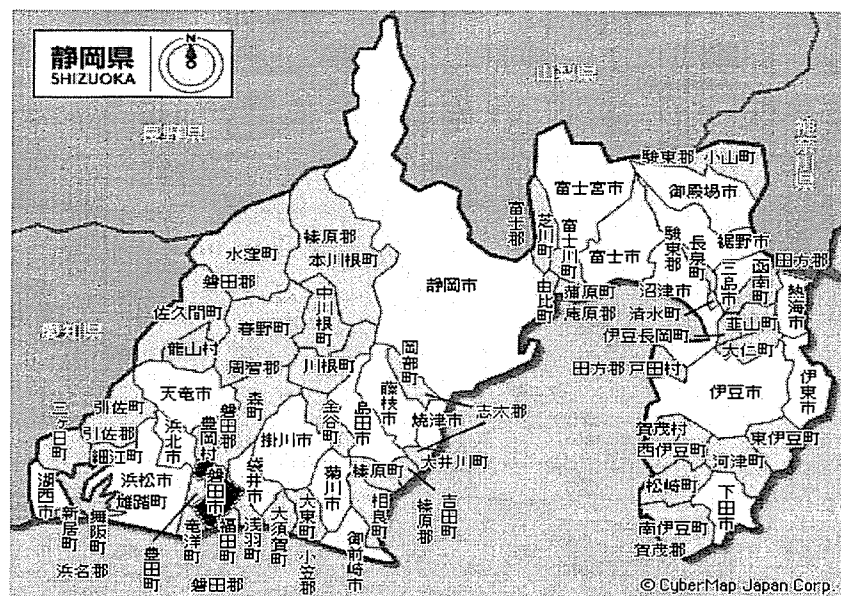
² 不就学率に大きな幅が見られることの理由の一つに、外国人の居住実態が把握できないことが挙げられる。外国人は居住している自治体を転出する際、転出届けを提出しないことが多い。そのため、外国人登録がなされていても帰国や転出のため、登録住所に居住していない場合が多々見られる。居住実態はなくても行政側は転出の事実を把握していないため、そのような家庭の児童が不就学と計算されている可能性も大きい。従って、結城が指摘するように（2004）、実際の不就学率は言われているほど高くはない可能性もある。子どもの就学状況を正確に把握するためには、居住実態を把握することが不可欠であり、多くの調査ではそれがなされていない。

河田 2003; 宮島 2003; 渡辺 1995)。また、子どもの不就学に関する対応として学校現場での外国人児童に対する受入体制の整備、柔軟な対応の必要性が指摘されている（小島・中村・横尾 2004 ; 太田 2001)。しかし、不就学の問題は探索が始められたばかりである。学校の制度上の問題の他にも、子どもが置かれている環境、特に家庭環境の把握が急務であろう。現に多くの研究者が子どもの家庭環境に関するデータの不足を取り上げている（寺島・河田 2003) ³。一方、アメリカでは 1965 年以降に入国した新移民の子どもである移民第 2 世代の育つ環境についての研究が盛んに行われている（Jensen and Chitose 1994; Portes and Rumbaut 2001; Rumbaut and Portes 2001; National Research Council and Institute of Medicine 1999)。日本においては外国人の子どもが育つ環境に関わる研究はまだ十分なされていない。どのような家庭・地域で子どもが育つかは子どもの育ちに大きな影響を与える。そして、今の子ども達がどのような大人に育つかは今後の社会に大きな影響を及ぼす。そこで本章では磐田市に居住するブラジル人のデータを用い、彼らの子どもがどのような環境で育っているのかを、世帯主・家庭の特徴から把握する。また、子どもの通学・通園状況についても実態を把握する。

2. 磐田市の状況

磐田市は静岡県西部に位置し、浜松市の東側で市境を接している。磐田市の人口は 2004 年 3 月末で 91,284 人を数える。市内には、ヤマハ発動機やスズキをはじめとする自動車・オートバイなどの輸送用機械を中心とした工場が立地し、静岡県でも有数の工業都市である（地図 1)。

地図 1 静岡県磐田市



³家庭環境はプライバシーに関する事項を多く含むことから、データの制約が大きいということも挙げられる。

2.1 磐田市の外国人人口

1990年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正を契機に、多くの外国人が日本に入国・在住するようになった。中でも日系ブラジル人の急増ぶりは著しい。この背景には入管法の改正により、日系ブラジル人が「定住者」や「日本人の配偶者等」の身分で合法的に就労することが可能となったことが挙げられる。

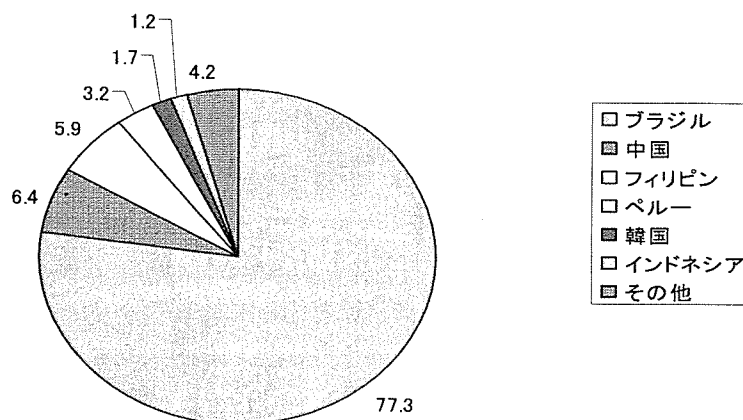
日本の移民政策の方針は一定の技能を持つ外国人には入国を許可しても、単純労働者には入国を許可しないことが原則となっている。入国に際し必要となる在留資格も日本で就労できる活動が基準となっている。しかし、日系ブラジル人に関しては父母や祖父母が日本人であったということを考慮し、就労活動に制限の無い「定住者」や「日本人の配偶者等」という資格で入国することができるようになった。従って、不法就労助長罪に問われることなく、雇用主側は「定住者」や「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ外国人を雇用することができる。

現在、日本の製造業の現場では不況下でも人手不足に悩んでいる。通常、外国人労働者を非熟練労働に従事させることを目的に雇用することはできないが、日系ブラジル人に関しては就労制限がないため、合法的に単純労働目的の人材として雇用することが可能である。現実には、多くの日系ブラジル人はいわゆる3K職場で就労している。日系ブラジル人が多く入国するようになった背景には、上記で説明したような入管法の改正もさることながら、母国ブラジルにおける経済状況の悪化や両国間の賃金格差も関係している（二宮 1994）。日系ブラジル人の多くが静岡県、愛知県、岐阜県、長野県などの製造業が多く立地する地域に集住しているのはこのような理由によるところが大きい（本報告書志甫参照）。

磐田市においても多くの外国人が生活している。磐田市は静岡県でも1,2を争う工業都市であることから、外国人登録者は圧倒的にブラジル国籍が多い。磐田市の外国人登録者総数4,801人のうち3,713人がブラジル国籍であり、外国人登録者数の77%を占めている。ブラジルに次いで多いのは、中国（306人）であり、以後、フィリピン（285人）、ペルー（155人）、韓国（80人）となっている（図1）。

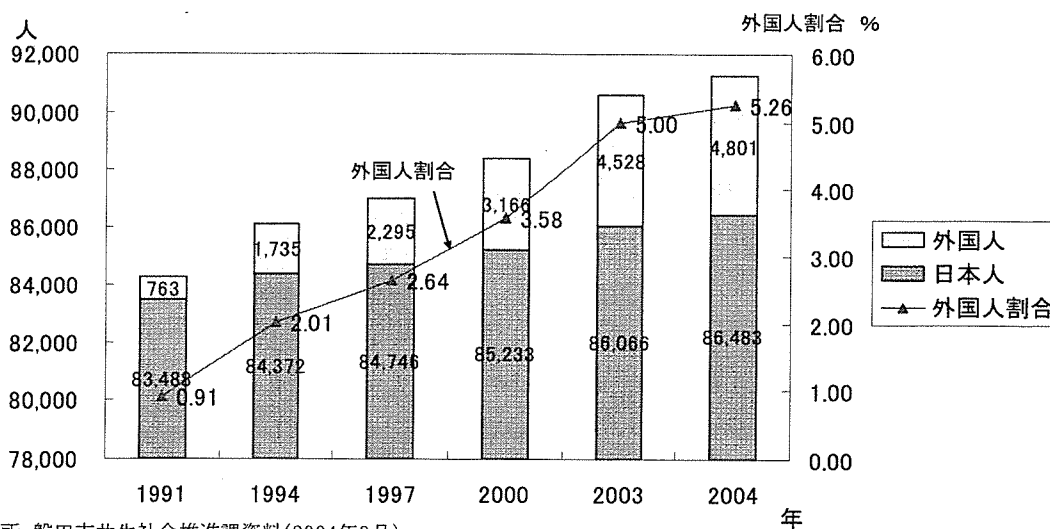
入管法改正直前の1991年3月末時点でわずか763人であった外国人登録者数は、2004年3月末には4,801人を数えた。現在、外国人は磐田市人口の5.3%を占めており、日本全体で外国人が占める割合の1.5%をはるかに上回っている。1991年以後の外国人登録者数の伸びはめざましく、2000年には1991年の4.2倍、2003年には6.3倍にも達している（図2）。

図1 磐田市における外国人登録者の国籍



出所: 磐田市共生社会推進課資料(2004年3月)

図2 磐田市における外国人登録者数の推移



出所: 磐田市共生社会推進課資料(2004年3月)
各年3月末現在の値

2.2 磐田市のブラジル人人口

磐田市において外国人登録者の多勢を占めるブラジル人人口についてより詳しく見ていこう。ここでは資料の制約のため、1998年からの推移を概観する。表1に見るように、磐田市におけるブラジル人人口は1998年の1,875人から2004年の3,713人6年間に倍増している。これは日本全体のブラジル人人口の伸び率（1.2倍）を大幅に上回る（表1）。

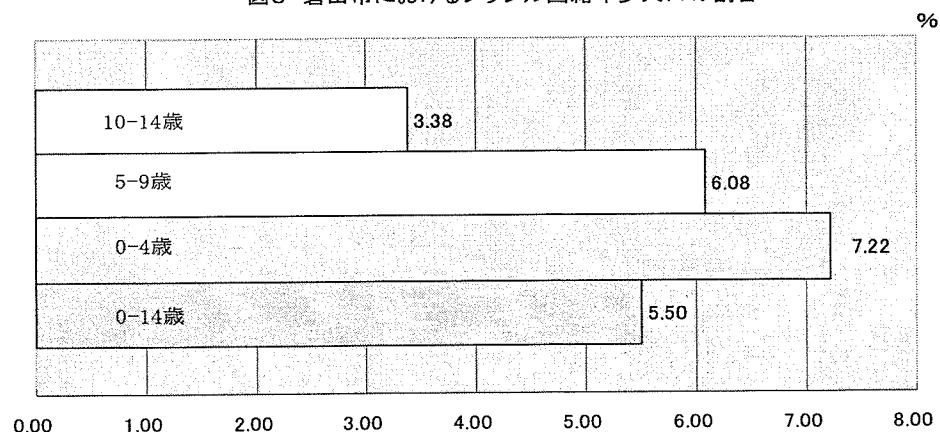
表1 磐田市におけるブラジル人人口の推移

年	日本			磐田市		
	ブラジル人総数	割合	伸び率	ブラジル人総数	割合	伸び率
1998	222,217	0.18	1.00	1,875	2.21	1.00
1999	224,299	0.18	1.01	2,018	2.37	1.08
2000	254,394	0.20	1.14	2,261	2.65	1.21
2001	265,962	0.21	1.20	2,566	3.00	1.37
2002	268,332	0.21	1.21	2,808	3.28	1.50
2003	274,700	0.22	1.24	3,460	4.02	1.85
2004	—	—	—	3,713	4.07	1.98

出所：磐田市共生社会推進課資料(2004年3月)

磐田市におけるブラジル人人口を年齢別に見ると、0歳から14歳の児童は674人であり、磐田市における同年齢の児童に占める割合は5.5%となっている（図3）。この割合だけを見ると、ブラジル人が磐田市全人口に占める割合（5.3%）とあまり変わらない。しかし、0歳から4歳の乳幼児に占めるブラジル人の割合は7.2%、5歳から9歳で6.1%を占めている。このように0歳から9歳までの子どもでブラジル人の占める割合が高い。一方、10歳から14歳のブラジル人数が占める割合は3.4%にすぎない。ブラジル人居住者の子どもは比較的低年齢に集中しており、これは日本全体の傾向と一致する（本報告書千年参照）。

図3 磐田市におけるブラジル国籍年少人口の割合



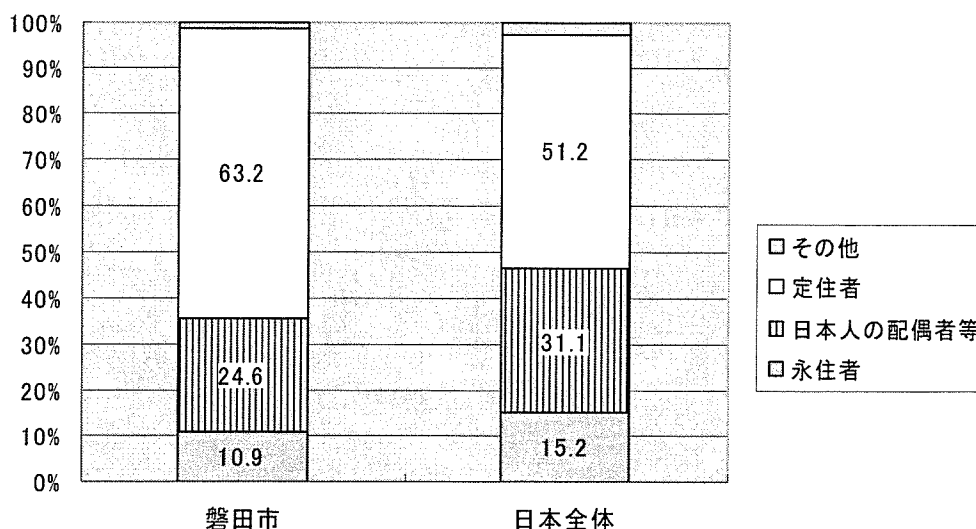
出所：磐田市共生社会推進課資料(2004年3月)

同年齢階級人口は2004年1月末の数値 (<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/shisei/tokeidata/jinko/age.xls> から引用)。

磐田市におけるブラジル人の在留資格の内訳をみると、約63%が「定住者」、25%が「日本人の配偶者等」、11%が「永住者」となっており、予想通り就労活動に制限の無い「身分」による資格で滞在している者が圧倒的に多い。これを日本におけるブラジル人の在留資格の内訳と比較してみると、「定住者」の割合が日本全国では51%と約半数を占めるのに対し、磐田市では63%と高い。一方、「日本人の配偶者等」の在留資格は、日本全国で見るとブラジル人の31%を占めているが、磐田市では25%と若干低い。また、「永住者」の割合は日本全国で15%であるが、磐田市では11%と低い。「定住者」の資格で居住している者が多いことから、磐田市では日系3世が多いことが予想される。磐田市でブラジル国籍の年少人口が多いのは、比較的若い日系3世が多く居住しているためかもしれない。

磐田市の日系ブラジル人の地理的分布に注目すると、愛知県や群馬県同様、一定区域に集中して居住する傾向がみられる。磐田市では、東新町県営団地に多くの日系ブラジル人が集住している。この地区では総住民数1,788人のうち744人が外国人であり、団地住民の41.6%を占める。世帯数で見ても39%がブラジル人世帯となっており、集住の高さが際だっている。

図4 磐田市におけるブラジル人の在留資格



出所：磐田市共生社会推進課資料(2004年3月)

2.3 磐田市の対応

磐田市では外国人を貴重な戦力と位置付けている。定住化も進み地域住民の生活にも直接的な影響を与えていることから、多文化共生社会の実現を市の課題としている。しかし、具体的な取り組みはまだ始まったばかりである。まず、急増する外国人に対

応し多文化共生に関わる施策を総合的に調整・推進していく部署として 2003 年度から磐田市役所内に共生社会推進室が設置された。2004 年度には共生社会推進室が共生社会推進課として独立した。また、住宅、教育、保育、福祉、保健、医療、衛生、雇用、防災等の市民生活に深く関わりのある関係部署との連携をはかるため、関係 13 課の職員で組織する外国人共生社会推進庁内連絡会を 2003 年に設置した。また、市民が主体となって多文化共生社会推進協議会が同時期に設置された。

市の課題は、(1) 子どもの不就学、(2) 特定区域における外国人の集住と日本人住民との軋轢、(3) 外国人登録の不備、の三点である (2004. 7. 2 ヒアリング)。磐田市においても学齢期の子どもの不就学が多く見られるという。未就学児童についても、親の夜勤、3 交代勤務等の就労形態により、子どもが放りっぱなしにされている状態が見られる。このような事態に対応するため多文化共生社会推進課は 2004 年に子育て情報の提供や親子のつどい、学習支援を目的とした多文化交流子育て支援センターを市内 2 カ所 (空き店舗とブラジル人が集住する東新町) に開設している。

3. データ

本分析で用いるデータは、2004 年 10 月に磐田市が実施した外国人実態調査の個票である。この調査は、磐田市で外国人を対象に行われた初めての調査である。調査の目的は、磐田市に在住する外国人の生活実態と行政支援ニーズを把握することである。

調査対象者は、磐田市における外国人登録者名簿から無作為に 500 人を抽出した。調査票はポルトガル語で作成し、調査員が通訳と共に対象者の住居に赴き、その場で面接を行い、調査票に回答を記入し回収した。回収率は 100% である。磐田市の 2004 年時点での外国人人口は 4,801 人、ブラジル人人口は 3,713 人であるから、全ブラジル人人口の 13.5% から回答が得られたことになる。

調査項目は以下の 10 項目である。(1) 調査対象者の基本属性 (国籍、性別、年齢、在留資格、最終学歴、滞在年数、来日回数、来日目的)、(2) 調査対象者の世帯・家族に関する事項 (配偶者の有無、子どもの有無、世帯人員)、(3) 就業状況 (就業形態、勤務時間、休日日数、月収、転職回数、転職理由、仕事に関する悩みの有無、悩み事の相談相手)、(4) 住居 (住居の種類、住居に対する満足度)、(5) 社会保険 (健康保険加入の有無、加入している健康保険の種類、未加入の理由、病気やけがの時の処置、市の健康診断・健康相談についての知識・利用の有無、必要と感じる医療サービス)、(6) 地域のつながり・意識 (日本人とのつきあいの有無、地域行事への参加の有無、自治会への参加の有無、ゴミ分別に関する知識の有無、差別体験の有無、悩み事の有無、悩んでいる事項、情報源、生活に対する不安の有無、種類)、(7) 行政サービスに関する知識 (様々な行政サービスに関する知識の有無、必要と感じる行政支援)、(8) 日本語学習 (日本語学習の支援に関する知識の有無、必要と感じる支援)、(9) 子どもの教育 (子どもの通学・通園状況、日本語能力、母国語教育の必要性、子どもの教育に関する悩み、市の予

防接種について)、(10) 将来設計 (永住資格、日本国籍取得に関する意識)。

500 人の対象者のほぼ全てがブラジル国籍である。

4. 分析結果

今回の調査において子どもがいる対象者は 339 人であり、全体の 3 分の 2 (68%) を占めた。子ども数の平均値は 1.73 人である。子ども数の分布を見ると、子どもを持つ者の半数は子ども 1 人であった。就学前の子ども (0-5 歳) を持つ者は 33%、学齢期の子ども (6-15 歳) を持つ者は 55% (187 人) である。高校相当以上の子ども (16 歳以上) を持つ者は 22% であった (表 4-1 から表 4-3 参照)。

表4-1 子どもの有無

	人	(%)
子どもがいる	339	67.8
子どもがいない	161	32.2
合計	500	100.0

表4-2 子ども数

	人	(%)
1人	170	50.1
2人	111	32.7
3人	40	11.8
4人	15	4.4
5人以上 (1)	3	0.9
平均子ども数	1.73	

(1) 子ども数が5人以上と回答した者は、子ども数=5人で計算

表4-3 年齢別子どもの有無 (2)

	人	(%)
0-5歳の子どもがいる	111	32.7
6-15歳の子どもがいる	187	55.2
16歳以上の子どもがいる	76	22.4

(2) 割合は、子どもがいる対象者に占める割合

複数選択の場合もあるので、合計は100%を超える

表 4-4 では、子どもの有無別に調査対象者の基本属性を比較している。子どもがいるグループの平均年齢は 35 歳であり、いない者の 27 歳と比べて 8 歳ほど高い。また、子どもがいるグループは日系 2 世の割合が高い (48%)。逆に子どもがいないグループは 3 世の割合が高い (69%)。在留資格を見ると、子どもを持つグループは「日本人

表4-4 調査対象者の基本属性(子どもの有無別)

	子どもあり	子どもなし	全体
日系			
1世	0.7	0.0	0.5
2世	47.7	28.2	41.0
3世	46.3	68.5	53.9
4世	1.1	2.0	1.4
その他	4.2	1.3	3.2
在留資格			
永住者	12.2	6.1	10.2
日本人の配偶者等	38.1	19.7	32.0
永住者の配偶者等	1.0	2.7	1.6
定住者	46.9	68.7	54.2
留学	0.0	0.7	0.2
外交、公用他	0.3	0.7	0.5
その他	1.4	1.4	1.4
婚姻状況			
結婚している(配偶者は日本国籍)	26.1	9.0	20.6
結婚している(配偶者は非日本国籍)	58.5	27.1	48.5
結婚していない	15.5	63.9	30.9
ブラジルでの最終学歴			
Primeiro grau 卒	29.1	28.0	28.8
Segundo grau 卒	52.0	51.6	51.8
Superior 卒	9.3	9.6	9.4
その他	9.6	10.8	10.0
初来日した年			
1986-1989	5.1	1.9	4.1
1990-1994	40.6	21.2	34.4
1995-1999	29.3	32.1	30.1
2000-2004	25.1	44.9	31.4
初来日時目的			
働いて貯蓄	71.9	71.8	71.8
母国で適当な仕事無し	10.5	5.8	9.0
日本語や技術の習得	1.8	2.6	2.0
親族・友人訪問	10.5	10.9	10.6
日系人で在留許可がおりやすい	2.1	3.2	2.5
その他	3.3	5.8	4.1
平均年齢	34.8	26.9	32.3
平均通算磐田市滞在月数	47.3	28.3	41.2
平均通算来日回数	2.0	1.9	1.9
N	339	161	500

注: 割合は不詳を含まない

の配偶者等」の割合が高い(38%)。その一方、子どもがいないグループは「定住者」

の割合が高い（69％）。在留資格は日系人の世代に連動しているため、これらの違いはおそらく世代と年齢の差を反映したものである。

婚姻状況を見ると、子どもがいるグループの6割は結婚しており、配偶者も日本国籍を持っていない。子どもがいるグループの2割弱（16％）は結婚していない状態にある。学歴に関しては、子どもを持つ者と持たない者との間に顕著な違いは見られなかった。初来日した年を見ると、子どもがいるグループの方が早い時期に来日している。子どもがいるグループの41％は1990年代前半に来日しているが、子どもがいないグループの半数弱（45％）は2000年以降に来日している。通算磐田市滞在月数を見ると、子どもがいるグループは約4年（47.3ヶ月）、子どもがいないグループは約2年半（28.3ヶ月）である。来日の目的に大きな違いは見られない。子どもを持つグループにより多く「母国で適当な仕事が無かった」と回答する者が多いが、これは来日年度の違いから来たものと思われる。

子どもの有無別に対象者の就業状況を示したのが表4-5である。まず就業状況を見ると、非就業の割合が子どものいるグループの方に多い。これは子どもがいるグループに専業主婦が含まれているためと思われる。就業者の雇用形態を見ると、子どもがいないグループの90％が間接雇用であるが、子どもがいるグループでは78％が間接雇用であり、8％は直接雇用となっている。子どもがいるグループで直接雇用者が多いのは、滞在期間の長さが関係していると思われる。所得分布を見ると、子どもの有無にかかわらず83％から87％が10万円以上から30万円未満の範囲に入っている。しかし10万円以下の低所得に属する者の割合は子どもがいるグループの方が高く（10％）、30万円から40万円未満の比較的高い所得がある者の割合は、子どもがいないグループに多い（9％）。一日の平均勤務時間は子どものいるグループが9.5時間、いないグループが9.9時間となっており、子どものいないグループの勤務時間が若干長い。

転職の経験がある者は、どちらのグループにも7割以上存在する。どちらのグループにとってもより高い賃金を求めての転職が多い（49％）。しかし、転職理由の分布に若干の違いが見られる。例えば、子どもがいるグループでは「雇用期間の終了」や「住所の変更」、「直接雇用にするため」といった理由が子どものいないグループに比べて多いのに対し、子どもがいないグループでは、「より高い賃金を求めて」がきわめて大きい理由である。

仕事に関する悩みを持つ者は全体で60％である。子どもの有無別で見ると、子どもを持っているグループの方が（64％）、持たないグループ（57％）より悩みを持つ人の割合が高い。どちらのグループも悩みをかかえる人のほぼ9割が他人に相談を行っている。全体的に子どもを持つグループの方が持たないグループより、勤務する会社や日本人の知人・友人などに相談する傾向が強く、持たないグループは母国の友人知